

日時・場所	令和元年9月9日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、川端会計管理者、杉本教育部長、中井クリーンセンター所長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 9月も半ば近くとなり、今年度の前半が終わろうとしている。今年度の仕事の進行管理をやってもらうとともに、課題解決に向けて来年度の予算編成に取り組んでもらいたい。特に、本当に必要な課題をいかに戦略的に実現、解決していくかという視点を常に持ちながら作業にあたってもらいたい。
- 本会議の質疑で気になったことだが、職員に聞いたらこうだったという質問をいくつか議員がしていた。野洲市役所はオープンであり、問われたら答えるという対応で問題ない。職員が答えていることは間違っていないと思うが、議員が間違った捉え方をして、それを事実であるかのように質問しているケースが何件かあった。オープンでやるという原則は今までどおりで良いが、前後や脈絡を外して都合の良いように取られるケースもあるので、秘密にするとか、対応を別にするというのではないが、特に議員に対しては誤解等が生じないように慎重に対応してもらいたい。

- 国スポのラグビー会場の選定について、県や協会が言ってきていることは報道もされている。以前から情報を共有化しているように、手挙げ方式で受入競技が決まったときには問題にしていなかったのに、1年半経ってから事務レベルで本市にお願いがあった。それに対して人員が割けないのでできないと言っているのに、今年7月には知事から、8月末にはラグビー協会からもお願いがあった。人員体制が無理であり、会場も調べてみたら整備がきちんとされないということが分かったので、併せて回答している状況であるため、共通理解をしておいて欲しい。

また、その中で気になったのは、報道で知る限りでは、協会と知事はまだお願いをしたい、理解を求めたいと言っていることである。これまでから、市の文書や対応では「ご理解をお願いします」という文言は、使用を最小限にしている。市長への手紙でも、締め括りに「ご理解をお願いします」と書いてある場合にはそれを消して、その代わりにできるだけ丁寧に説明して終わるように修正している。理解をしないか否かは本人の自由意志である。こちらがご理解を求める場合には、相手のことを本当に理解しているかが問われ、そうでなければ「ご理解」を強制することになってしまう。今回の場合は、人が足りないと言っているし、整備された会場があると書いてあるのに整備されていない。理解を求めると何度も言っている人が、野洲市のことを理解しないで言っている。これはこの問題だけでなく、私たちもつい「ご理解をお願いします」と言っているが、相手の立場や状況を理解した上でないと一方的なものになってしまい、パワーハラスメントにもなりかねないので、より一層、慎重に対応してもらいたい。

2. 議題

① 人事評価制度にかかる中間面談の実施について

今年度の目標の達成状況や業務の進捗状況などを相互確認し、目標の修正や達成に向けた指導助言を行う中間面談について、令和元年9月18日(水)～10月18日(金)に実施願う。

面談で目標内容に変更が必要と判断された場合は、10月18日までに人事評価システムで目標内容を変更願う。なお、新しい目標設定を行った場合で、その難易度がAと考えられる際も、一旦難易度はBと入力願う。

② 三上こども園 園歌（歌詞）の募集及び選考結果について

今年4月から開園している三上こども園の園歌（歌詞）の一般公募に係る選考結果について報告する。

令和元年6月3日（月）～6月28日（金）の期間において全国から20作品の応募があった。令和元年8月8日（木）に野洲市こども園園歌選考委員会による審査を行い、最優秀作品を決定した。

今後は最優秀作品の歌詞について作曲を依頼し、令和2年2月15日に三上こども園で行われる生活発表会でお披露目される予定である。

③ 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に議決、平成31年3月22日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業において旧野洲市体育センター解体後に事業者において土質調査を行ったところ、設計変更により基礎部分について地盤改良を行う必要が生じたこと、工事期間延長に伴う維持管理・運営費の減額並びに消費税率の改定に伴う消費税額にかかる増額に伴い、38,976,801円を増額するものとして、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT—PFI株式会社と、契約額を2,608,800,562円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。なお、地盤改良に要する費用は現計予算で対応可能であり、消費税率改定分については既に当初予算で債務負担の議決をいただいているため、予算の補正は必要ない。

→土質調査の結果はいつ分かったのか。

→クリーンセンターにおける既存の調査資料と、実施設計時に行った体育センターの周りの部分の調査結果を基に事業を進めていたが、解体後の本年6月に、建物の下について改めて調査を実施して判明した。

→提案が開会日に間に合わなかった理由は何か。

→工法の検討と事業費の精査が間に合わなかったためである。

→これまでの履歴を整理しておくこと。

3. その他伝達事項

○ 来年度予算編成の日程を掲示板で通知したので、準備をお願いします。（政策調整部）

4. 次回部長会議の予定

9月17日（火） 15時00分～ 庁議室